

伊豆市監査委員 告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

平成 24 年 6 月 13 日

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 稲葉 紀男

記

1. 監査の期日 平成 24 年 6 月 8 日(金)

2. 監査の対象

一般社団法人伊豆市観光協会 (財政援助団体)

3. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づく事情聴取、並びに関係書類の審査を行いました。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠して執行されており、特に指摘事項はありませんでした。

5. 監査に対する意見

[財政援助団体]

一般社団法人伊豆市観光協会

① 一般社団法人化された伊豆市観光協会は、今後、4 地区の支部が持つ特徴(特性)を尊重しつつ、統一化に向けて努力をしてください。

② 各種事業を精査した上で、伊豆市の恵まれた自然環境に着目して、実りある P R (内外に向けた) に努めてください。

③ 市からの受託金及び受託事業は、効果的かつ有効に施行してください。

伊豆市監査委員 告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

平成 24 年 6 月 13 日

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 稲葉 紀男

記

1. 監査の期日 平成 24 年 6 月 8 日(金)

2. 監査の対象

観光経済部：観光交流課、産業振興課（だるま山レストハウス）

3. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づく事情聴取、並びに関係書類の審査を行いました。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠して執行されており、特に指摘事項はありませんでした。

5. 監査に対する意見

〔観光経済部〕

1). だるま山レストハウス（産業振興課）

当該施設は、県有施設の管理・運営を任されているところではありますが、特にレストハウスでは、施設の改修提案（入り口部分の導線などの工夫）を県に要望するなど、来訪者に開放的で、気軽に立ち寄ることができる雰囲気づくりに努めてください。

2). 観光交流課

① 伊豆魅力（三力）プロジェクト推進事業補助金

当該プロジェクトの推進にあたっては、社会体育施設の性質上、市民利用を優先しつつ、観光客や学生の合宿など、市外利用者の増を図り、補助金に頼らぬ自立化を目指してください。

② 外国人観光客誘致促進事業補助金

インバウンド推進プロジェクトチームのメンバーと協力して、積極的に事業を推進してください。

③～⑤観光資源活性化事業委託金・地域観光情報発信事業委託金・観光交流人口促進事業

## 委託金

限られた予算を有効活用するため、これまでの実績を精査し、次へのステップアップと自立化を目指した事業展開を図ってください。

### ⑥～⑦伊豆市型エコツアー運営委託金・観光ハイキングガイド養成事業補助金

市民を巻き込んだ健康づくりとツアー企画を進め、市民参加に結びつけた事業に発展させてください。